

平成 2 6 年

議会運営委員会記録

平成 2 6 年 9 月 3 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年9月3日(水曜日)
午前10時00分 開会 午前11時13分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整

その他議会運営に関することについて

- ・基本条例の見直し
- ・議会報告会について

午前10時00分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、意見書案の調整及び、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直し、議会報告会等についてです。

それでは、初めに、提出されている意見書案についてです。

まず、全部で4件で、緑風会が1件、日本共産党が2件、公明党が1件、それぞれ順番で提案をしていただきたいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代いたします。

それでは、緑風会、齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤秀雄委員 それでは、緑風会の、手話言語法（仮称）制定を求める意見書（案）、朗読によりまして提案とさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使って意思を伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聴覚障害者にとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得やコミュニケーションの手段として、極めて重要なものであります。

しかしながら、我が国では長い間、聴覚における障害のある子供たちに対する教育は口話法が用いられ、聾学校等における手話の使用は制約を受けてきました。

このような中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約に、手話は言語であることが初めて明記されました。これにより、手話は言語であることが国際的に認知されたこととなります。

こうした動きを受け、我が国においても、障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月、障害者基本法を改正し、「言語（手話を含む）」と明記しました。さらに、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等を含む、情報のバリアフリー化に関する施策を講ずることなどが義務づけられました。

しかしながら、手話が音声言語と対等の言語であることが広く国民に周知され、聴覚障害者が、家庭、学校、地域社会などあらゆる面で自由に使うことができ、さらには、言語として普及、研究していくためには、障害者基本法の改正だけでは十分でなく、より具体的な施策が盛り込まれた個別法の制定が急務であります。

よって、国においては早急に手話言語法（仮称）を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

埼玉県和光市議会。

あとは参考資料がございますので、お目通しください。

○吉田けさみ副委員長 それでは、緑風会から提案されています手話言語法（仮称）制定を求める意見書（案）について、各会派の御意見を求めたいと思います。

新しい風、待鳥委員、お願いします。

○待鳥美光委員 新しい風でもこうした意見書の提出を検討していて、同趣旨で出していただきましたので、新しい風は賛成です。

○吉田けさみ副委員長 公明党、阿部委員、いかがですか。

○阿部かをる委員 我が党もこれは進めているところでございますので、この意見書提出については賛成であります。

意見書の内容的に具体的なものが提示がないので、今後出てくるんでしょうか。どうなんでしょう。

○吉田けさみ副委員長 緑風会、齊藤委員、いかがでしょうか。

○齊藤秀雄委員 中身自体、まず提案させてほしいという話だったので、骨子について、まだ私も細かく確認をとっていませんので、その辺は改めて方向性をきちっと出したいと。要は、個別法の制定が急務でありますということなので、基本的に、手話言語法を制定するよう強く要望するという大枠で御理解いただければと思っております。

○吉田けさみ副委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部かをる委員 はい。

○吉田けさみ副委員長 それでは、金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員 私も賛成します。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

では、日本共産党、吉田委員、いかがですか。

○吉田けさみ委員 共産党も基本的に賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

それでは、この意見書案については、全会一致で副議長提案ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

続きまして、日本共産党から2件出ています意見書案について、それでは、提案説明をお願いいたします。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 まず初めの1点目は、カジノ法案の廃案を求める意見書案ということで、案文を朗読して、提案説明とさせていただきます。

安倍政権は、カジノを中心とした複合型観光施設は成長戦略の目玉として、カジノ法案を秋

の臨時国会で成立させたいとしています。日本のカジノはシンガポールがお手本としていますが、2010年に開業したシンガポールのカジノでは、本人や家族などの申し出で入場を禁止する自己排除制度や、ギャンブル依存症対策の厳格な規制を実施しています。しかし、開業後4年で既にカジノ入場禁止者は20万人を超え、自己破産も急増しています。また、米国でも既に、カジノで有名なアトランティックシティは、ことしだけで3分の1のカジノが閉鎖する予定です。カジノが破綻したら何も残らないというまちづくりの失敗例が、米国で多発しています。

当たれば桁違いの賞金を獲得でき、この快感は、薬物中毒と同じような物質的依存症をもたらします。ギャンブル中毒者は、労働意欲の喪失、失業、家庭破綻、病気、犯罪などを通じて、大きな負担と犠牲を社会にもたらします。カジノ合法化が未来の日本にもたらす惨害ははかり知れません。

よって、カジノ法案の廃案を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますという案になっています。

○齊藤秀雄委員長 では、まず、カジノ法案の廃案を求める意見書案について意見を募ります。まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、おおむね賛成なんですけれども、反対の意見の人もいて、全体としてはまとまりませんでした。反対意見の理由としては、この複合施設はカジノだけではないので、一定の経済効果が期待できるのではないかということと、それから、ギャンブル依存症で、例えば今パチンコに依存している人がこちらに移るといようなことで、全体として依存症の数が、これをつくらないということによって減るとい形にならないのではないかという意見で、反対の方もいました。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 この意見書案の中のシンガポールの例とか、米国も云々というところなんですけれども、例えば米国でのその失敗例ということで、まちづくりの失敗例というのはどんなものかというのちょっとお聞きしたいなということと、それから、このカジノ法案の全体像が、カジノに特定されているわけなんですけれども、ここのところも慎重に見ていく必要があるのかなと思います。

ですから、廃案ということではなく、この法案を推進するに当たっての慎重な取り組みというところの中身をよく見ていく必要があるかなと考えております。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

では、緑風会、齊藤委員、お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会の意見としては、この意見書案に対しては反対です。理由としては、カジノといいますか、このギャンブルとかかけごとに関しては、必ずニーズがあると。ですから、シンガポールでこれは20万人が出入り禁止となったという話なんです、一つの方法としては、日本国民はプレーというか入場できないと、外国人のパスポートを持った方だけがするとかという、何らかの法規制をつくり上げればよろしい話であって、まるっきりなしという形

での成長戦略としての方向性には無理があるかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私は、カジノというのは日本でまだ存在していないので、まず、日本の観光の活性化と、それから、カジノに勤める従業員が期待できるので、雇用の拡大につながるんじゃないかということで、一応マイナス面は多々あるようなんですけども、まだカジノが日本にないということで、プラス面のほうが大きいんじゃないかと考えますので、この意見書案については反対したいと思えます。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 今、法律的にやれるギャンブルというのは、競輪、競馬、それからパチンコなどあるわけですけども、やっぱり、ここにも書いてあるような、かなり心理的な病とか家庭破綻とかというのも引き起こしていることは事実だと思うんです。

それからもう一つは、やはり日本の文化、本当にいい意味での文化というものを育てることが今求められているんじゃないかと思うんです。日本の観光云々という御意見もありますけれども、日本のよさというのを本当に見てもらって観光につなげていくというのならいいんですけども、かけごとに依存しながらやるということについては、日本の文化のあり方等も含めて考えていく必要があるだろうと考えています。

それからもう1点、まちづくりが破綻している云々ということが公明党から言われたんですけども、これはアトランティックシティにおいては、もう相当カジノがたくさんあって、飽和状態にもなっているというような形のまちというイメージがあるので、そういったことについて、まちづくりとしてやっぱりどうなのかという点でのこの文章となっています。

○齊藤秀雄委員長 それでは、各会派の意見が出ました。残念ながら、全体総意ということで取りまとめることはできませんでした。ということで、副議長提案とはなりません。

それでは、日本共産党、吉田委員、2番目の意見書案に関して提案説明をお願いいたします。

○吉田けさみ委員 川内原発の再稼働を行わないよう求める意見書（案）ということで、案文を朗読して、提案説明とさせていただきます。

現在日本にある48基の原発は、事故や定期点検で全て停止しています。この夏の電力も、原発ゼロで賄われています。にもかかわらず政府は、九州電力川内原発1・2号機を皮切りにして、電力会社が審査を求めている全国12原発19基を再稼働させようとしています。

川内原発の審査書案では、想定される地震の揺れは620ガルに、津波の高さは約6mに引き上げ、防護壁建設などの対策はとったことで、適合としましたが、基準以上の地震や津波が来ないという保証はありません。何よりも、川内原発の場合、近くに阿蘇、霧島、桜島などの火山があり、大噴火した場合は火砕流などの影響も懸念されます。原子力規制委員会の委員長も、審査に合格しても安全とは言えないとしています。

新しい規制基準の最大の問題は、原発で炉心が溶融するような重大な事故が起きる可能性を

認めながら、住民の避難などの防災計画は自治体任せで、審査の対象外にしていることです。重大事故を想定しながら避難計画もないというのは、無責任のきわみです。

原発が事故を起こせば広範囲に被害を及ぼすことは、福島原発事故で証明されています。住民の安全を最優先するならば、原発ゼロの日本を目指す取り組みこそ求められており、川内原発の再稼働を行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書案を提出しますという案文です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、提案説明が終わりました。

各会派の意見を求めます。

まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この意見書案に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 再稼働を行わないよう求める意見書案ということでございますけれども、ここの説明というか、中にも書かれていますが、原子力規制委員会では合格、しかし安全とは言えないということではありますが、やはりこの原子力発電所の再稼働に関しては、将来的にはゼロにしたいという方向で国も考えている中でさまざまな原子力規制委員会の取り組み、意見調整、また地元の意見等を勘案しながら、今後、再稼働するのもしないのかという結論が出されると認識しておりますので、やはり地元の声を一番大事にしていくということが重要ではないかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 よって、提案された意見書案に対しての賛否はいかがですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 和光市議会として出すということに関しては反対です。地元の意見を最重要視していただきたいと思えます。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、再稼働を行わないといいますが、原子力発電所ゼロに関しては、現時点では反対いたします。先々、自然エネルギー等々、カバーできるような形がはっきりとすればよろしいんですが、現段階では、原子力にまさる費用対効果的なものも含めまして、あと安全性を確保すれば、経済的な面からも十分なよさが見受けられると考えておりますので、まるっきり再稼働ゼロということには反対をいたします。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 この川内原子力発電所については、先ほど吉田委員からお話があったように、原子力規制委員会の委員長が、安全かどうかわからないというようなことを言っていますので、やはり原子力規制委員会が安全性について大丈夫だというような判断を示してもらわないと、再稼働はすべきではないんじゃないかと思えますので、川内原子力発電所の再稼働

を行わないという意味で、この意見書案には賛成したいと思います。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 この原子力発電所に関しては、国でエネルギー計画をつくっているんですけども、そのエネルギー計画の中に、主な電力を原子力発電所にするという計画になっているので、公明党が言っておられるように、国がゼロを目指すという方向性は持っていないんだということは、認識として全員の皆さんの認識にしていただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、意見が出尽くしました。皆さんお聞きのとおり、意見書案としては取りまとめることができませんでしたので、結果として、副議長提案とはなりません。

それでは、次に進みます。公明党より1件、意見書案が出ております。

公明党、阿部委員、提案説明をお願いします。

○阿部かをる委員 危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグ、脱法ハーブ、脱法ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは、合法と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年3月から、包括指定と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については、覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に、規制を逃れるために、化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と、製造、販売する側でイタチごっことなっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

1 インターネットを含む国内外の販売、流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること。

1 簡易鑑定ができる技術の開発を初め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。

1 薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制、治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○齊藤秀雄委員長 今、公明党より、危険ドラッグに対する意見書案が出ました。

それでは、意見を募りたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この意見書案の提出に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 基本的に賛成です。それで、本当に薬物を吸引した人のその事故やなんかを見ると、もう一刻も早くこれは規制してほしいなという思いがありますし、それから、今、店舗の立ち入り検査など、検査が行われていると。これをもっとスピーディーにやれないのかどうか。それで、取り締まりの強化、これはもう絶対にやっていただきたいと思いますので、もっと本当は強い文章でもいいのではないかという思いで、賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員、お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会も基本的に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私も賛成いたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、公明党阿部委員より出ました危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）につきましては、まとまりましたので、副議長提案となります。よろしいですね。

〔「異議なし」という声あり〕

ただいまのとおり2件の意見書案がまとまりましたので、副議長提案となります。9月16日の本会議終了後の議会運営委員会で意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に進みます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から発言があります。

菅原議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員において、市長選出議員に1名の欠員が生じているので、同連合規約に基づく選挙を実施することでしたが、候補者の数が、選挙すべき数を超えませんでしたので、選挙はなくなりましたことを報告いたします。

○齊藤秀雄委員長 次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しについてです。検討事項2番目、議員間討議についてです。前回の議会運営委員会で各会派の意見を述べてい

いただきました。各会派の意見が出尽くしたところで再度持ち帰り、各会派で意見を集約してきていただいております。

今回は、再度会派で協議した内容を発言していただき、再度協議いたしまして、議員間討議についての見直し結果として終結したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、会派、新しい風から御意見を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 基本的には前回の意見と同じ方向なんですけど、1回目のテーマとなった議会報告会の中で、その政策提案に結びつくような議会報告会、意見交換をしたいというような方向から見て、そういう場面での議員間討議ということで、会派の立場等を越えて、一つのものをまとめていくために議員間討議ができていくような、そういう方向での努力をしていくのが必要ではないかということで、基本的に前回の意見と同じです。

それから、公明党阿部委員から先進地の視察という御意見、御提案が出されていたと思いますが、この議員間討議に関連して、もし視察を行うのであれば流山市議会も候補地として入れていただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 新しい風と同じような方向性ではありますが、議員間討議については、前回、議長から、その位置づけを明確にすべきだというお話もありましたので、それをきちとした上で、委員会、本会議場で委員、議員、また委員長、議長からそういう提案があったときには、それを取り上げて実施していく。また、そういった流れの中で、一つのことに關しての討議というものが、政策提案につながるような、そういう討議になっていくのか、議案の審議の中でされていくのかという、その辺の位置づけをまず明確にした上で、最終的には、理想とするものは政策提案に結びつくような、議会としてのその意見の集約ができるような取り組みがなされていくことを、方向性として実施していければと思っております。

先進市の視察については、積極的にしていくべきだと考えております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 やはり何をもって議員間討議というのかということをもう一度きちんと認識する必要があるのかなと思っておりますのと、やはり議会にあって私たちが発言するに当たっても、市政をチェックするという立場で、やっぱり十分な審議を尽くすということと、最終的には、討論をもって議員間討議という形になってくるのかなという思いでおりますので、これが議員間討議なんだという位置づけというのが今できるのかどうかというのは感じています。

先進市で実際にこういう形で議員間討議をやっているというのが本当に具体的にあれば、視察もいいのかと思いますけれども、私たちは、執行部と議会との関係の中で、議員がやっぱりその仕事、役割を全うするというに位置づけを置くならば、議員間討議ということに固執する必要もないのかなという思いでいます。

ですから、前回と意見は変わりありません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員、お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会でもいろいろと話し合いましたが、議員間討議というこのタイトルと
いうか、この中身自体をいろいろ精査すると、本当に会派とか党派によつての意見というのが
ベースにあるとなると、思ったような意見の交換ができないんじゃないかと、討議ができない
んじゃないかというような危惧があります。

ということで、先ほど来の意見の中で、賛成するところとして、政策立案・提案に関しては
討議もよろしいんじゃないかと、それ以外のところではなかなか実務的に難しいんじゃないか
というのが緑風会の見解です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員 特に議員間討議に関して議会基本条例を見直すということは必要ない
んではないかと、従来どおりでいいんじゃないかと。あとは必要に応じて、この間の議員研修
の先生のおっしゃるような議員間討議、本格的な議員間討議とでもいうんでしょうか、そうい
うことを議員の総意でやっていけばいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますが。

○齊藤秀雄委員長 菅原議長。

○菅原満議長 金井議員の言われた、本格的な議員間討議を行っていけばというのは、ちょっ
と具体的なイメージがわからないので、教えていただければ助かります。皆さんの議論も進めや
すいと思うので。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 この間、議員研修会でやった、東京大学の名誉教授の大森先生のこの
論説ですか、彼が理想の議員間討議としているものについてはここに書いてあるんですけど
も、例えば、会派で十分討議して、そういった討議を議会で持ち寄って、会派同士で一つの結
論を出すような方向で討論して、結論を集約するというようなことが議員間討議だというよ
うな説明がなされているので、そういう趣旨で言いました。

○齊藤秀雄委員長 議長、よろしいですか。

○菅原満議長 はい。

○齊藤秀雄委員長 議員間討議について追加の御意見はございますか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、確認したいと思います。取りまとめていきたいと思います。

まず、議員間討議について、実施目的として、今まで、確かに、議員間討議といいますが、
討論というような形で行ってききましたが、課題としてもう少し明確化した内容で議員間討議は
行われるべきというようなのが、専ら意見が出ているような思いで受けとめています。です
から、課題として、もう少し、自由な討議とは言っていますが、政策立案的なものに対しての話

し合いといいますか、意見を述べる場が設けられればよろしいのかなという受けとめ方をしています。

ただ、日本共産党、吉田委員が言っているところの、討論だけでも十分な世界もありますので、ですから、タイトルといいますか、協議内容によってそれぞれ活用方法が違ってくるのかなという理解をしているんですが、皆さんはその辺いかがですか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 やはり市長提出議案について自由な討議をするというのは、なかなかすぐにそこに入っていくというのは難しいと思いますし、それぞれの立場で討論というのがあるので、そこはそういうことなのかなと思います。先ほど例として申し上げた流山市では、この議会改革について、例えば議員定数について自由討議を行うとか、そういう形で実践をしているんです。その中で、その自由な討議を行うときに必要なルールであるとか、あるいは議員個々のスキルであるとか、そういったものも討議を重ねながら身につけていっているということで、提出議案というよりは、今この議会運営委員会でやっているような、これをさらに発展させたような形での議員間討議というのが、まず最初に取り組みやすい場なのかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 今、話のありましたとおり、今後の事業継続ということは皆さん合意していただいていると。ただ、その取り組み、今後の方向性についてどうするかということで、1つは、先進市の事例を受けとめて、その中から解釈、理解をして、和光市議会としても議員間で取り組んでいきたいというようなことも、1つ、これは試みとして賛成するところなんです。その先進市の事例に対する視察に関しては、皆さん、御意見、共通認識ということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、それは、先進市の事例ということで、流山市を一つの対象といいますか候補として、議員間で、全員参加ということになります。今後、方向性のその一つの具体例として先進市事例を取り上げるという方向性を皆さんと一致したいと思います。先進市事例の視察に関して御協力いただくということでよろしいですか。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 先進市の視察はほかにもございますので、また新メンバーでその辺はいろいろとそれぞれが調べて持ち寄り、どこが一番そのときにいいかということを決められればいいと思います。今ここで流山市と決定しなくてもいいと思います。

○齊藤秀雄委員長 いいえ、一つの事例として申し上げただけです。

阿部委員。

○阿部かをる委員 先進市の事例というのはたくさんあるかと思っております。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 やはりほかの事例を少しお聞きしたところによると、さっき委員長また、新しい風の待鳥委員もおっしゃっていましたが、要するに、市長が出された議案に対しての議

員間討議というのは難しいというのがおおむねでございましたので、先進市の取り組みを見ながら、この議員間討議を政策提案に結びつくような歩みを始めていくという、歩きながら、やりながらいい形に育て上げていくということが必要ではないかと思っております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 先進市の視察ということで提案がされておりますので、参考になるところがあれば、やっぱり積極的に学ぶ必要があるのかなと思っております。

それで、先ほど来、出ていますけれども、市長提案に対する議案審議等においては、各議員が審査に本当に慎重審議を重ねるという点では合意になっていると思いますので、とりあえず、議員間討議を経て、政策的な提案を行っていくまでのその過程というか、そういったことも含めたその視察になるんだと考えていけばいいのかなと思っておりますけれども、そんな認識でいいですか。

○齊藤秀雄委員長 はい。

ほかの委員は、取り立ててありますか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 特にありませんけれども、皆さんの御意見のとおりだと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、皆さんの意見を取りまとめてみますと、事業の継続ということ、議員間討議については継続していくということでよろしいですね。これは確認です。

それで、今後の方向性については、基本的に先進市の事例をまずは視察してみるということで、場所に関しては、次期の来年4月以降の市議のメンバーによって決めていくという形で、げたを預けるという方向になります。

また、今までの意見としましては、市長提出議案に関しては、会派ごとの意見がそれぞれ専らということなので、個々人の議員の意見での討議ということにはなり得ない、なるのは難しいというのが専らの意見です。議員間討議ということで、個々でのレベルアップ、スキルアップ、いわば議員としての資質のアップということに関して何らかのタイトルを見出して、討論、討議できればというか、すべきかなという方向だと思うんですが、いかがですか。

菅原議長。

○菅原満議長 今、委員長がおっしゃられた方向で皆さんの意見が集約されているのかなと。先ほども委員長から指摘があった、議員間討議については、議員間の討議の位置づけとかをきちんとルールも明確化できるならばし、また、その討議が政策立案につながるということを目指して、他市の実情も見ながら今後に生かしていけるという形でよろしいのではないかなという気がいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、そういった方向で皆さん合意したということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で、検討事項2番目、議員間討議につきましては終結いたします。

続きまして、検討事項3番目の決算のあり方についてです。

集約した会派の意見として、見直すべき点と方向性を発言願います。決算のあり方です。

それでは、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 以前、新しい風からは、やはり特別委員会を組んでやったほうがいいのではないかという意見を出していたと思います。それは、主に決算の全体が見えるということが理由だったんですが、今回、再度ディスカッションいたしまして、確かに決算審査特別委員会をした場合にはそういうメリットがあるんだけど、期間が長引いたり、あるいは全員体制ではないということがありますので、今のように分割付託をした場合は、相互傍聴が不可能な日程になっていますので、その全容にタッチするということはできないけれども、予算から決算への流れというのはやはり委員会ごとによく見えるし、現状、4年間の任期の中で委員会を途中でかわることも可能な形にはなっていますので、その予算から決算への流れがつかめるということと、全員が何らかの形で決算の審議にかかわっていくということで、分割付託という形でもいいのかというふうに、今回は意見が変わっています。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 今のところ、今、現状でやっている決算のあり方に関して、異論は出ておりません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 今回、平成25年度決算までが、分割付託ということでやってきているんですけども、現状はいいんですけども、改選後、確かに新しい風、待鳥委員がおっしゃるように、常任委員会も2年で変更ができるとかいろいろあるので、何らかの形で、その予算全体、決算全体というのは熟知できるのかなと思うんですけども、集中審査していく、徹底審査していくということを考えると、行政事務全般にわたってやっぱりものを見れるというのは決算なので、これは改選後に新たな議員によってもう一度研さんするというか、それを残しておいていただきたいと思うんです。

○齊藤秀雄委員長 そういう意見も尊重します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員、お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、今のままの分割付託がよろしいんじゃないかというのが専らの方向性です。理由としては、それぞれ議員個人のその認識があれば、それぞれ、先ほどの意見ではないですが、2年ごとに分割付託の担当をかわればよろしいという対応もできますし、自分の勉強ということで深くずっと掘り下げるという受けとめ方もあろうと思います。ということで、分割付託が現状でよろしいんじゃないかという意見です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私もやはり、分割付託の現状で、決算審査において特別に委員会を設

けるケースと、特に成果については変わりがないというか、支障がないんじゃないかなと現状では思っていますので、現状でよろしいんじゃないかなと思っています。

○齊藤秀雄委員長 それでは、意見が各会派から出ました。決算のあり方について、今回、持ち帰っていただきまして、再度検討を願いたいと思います。よろしいですか。

菅原議長。

○菅原満議長 今、意見が出まして、また持ち帰って議論いただく中で、特別委員会か分割付託かだけでなく、従来から課題で出ていました審査の仕方、特に歳入歳出の関係が絡む部分ですとか、入札が絡む関係、あるいは全体的にまたがるような課題ですとか、その辺についても各会派で持ち帰って検討していただければと思います。

あと、決算についてですので、予算の審査については入っておりませんが、そういった点についても、全体を見て、特別委員会方式か分割付託かという形もですが、そういった具体的な審査のあり方で過去にも出ていた課題についても御協議いただいて、次回、結論を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、議長からも説明がありました。それでは、各会派で持って帰りまして再検討していただいて、次回、決算のあり方については、できれば検討の結果を取りまとめたと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、次の検討事項4番目、議会事務局強化についての議題に入りたいと思いますので、事前に会派の意見を取りまとめておいてください。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しは、今回はここまでで終了いたします。

次に進みます。

それでは次に、同じく特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

前回配付しました、開催要領案の1、報告内容と、4、次第について、各会派に持ち帰り御協議いただいていますので、会派の意見を発言いただき、集約、決定していきたいと思います。そのほかの意見は、4、次第についての協議後に議題にしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、まず1、報告内容及び4、次第について、各会派の意見を発言願います。

皆さん、お手元に、前回8月26日に配った議会報告会の開催要領の資料をお持ちですか。要は、ここで1の報告内容ということで決算審査の報告をするわけですが、そのやり方で、内容として要点を絞ったものにするか、それとも質問の多かった部分を中心にいくかという、取り上げ方をいかにするかということでございます。

ですから、一般会計、特別会計、水道事業会計まで満遍なく報告するという中身の捉え方で

はなく、要点、容量を絞った形のほうがよろしいんじゃないかというのが、前回からいろいろ話が出ていますので、その方向で、では、ポイントを絞るのにどのような形の絞り方がよろしいかとの意見です。

だから、例えば、議員の質疑が多かった部分を中心に報告するか、もしくは、それぞれの委員会に任せて、そのポイントポイントを、要点を絞った形で報告するか、どちらか、もしくはミックスしてもよろしいと思うんですけども、その辺の意見を募りたいと思います。よろしいですか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 議会報告会なので、決算そのものの説明ということではなくて、議会でどういう審査をしたのかということの報告ということになりますので、やはり質疑が多かった箇所を中心に、審議が終わってみないと、どこにポイントがあったかということがわからないんですけれども、その中で分担をしていくということがいいと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 理想的には、質疑が多かったところとか、また、少数意見でもこういった反対意見があったとか、賛否両論ですね。市民の方が一番身近に感じる内容のところを重点的に報告するのが理想だと思うんですけども、その質疑を通して見ないと、どういう状況になるのかわからないので、そこが、今決めていいかどうか、ちょっと状況的にはわからないんですが、方向性としては、そういうことを重点的に報告するという趣旨にして、委員会が終わった後に、委員会ごとに、どういうふうにするかということを検討するしかないのかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 では、委員会任せということですね。

阿部委員。

○阿部かをる委員 委員会任せというか、方向性はそういう方向性としても、委員会をやってみないことには、その質疑の内容が出てこないの。

○齊藤秀雄委員長 いやいや、だから、要は、今までの反省を踏まえて、報告会をどうするかということで、今までの決算審査の経験がずっとあるわけでしょう。

阿部委員。

○阿部かをる委員 ですから、方向性としては、質疑の集中したところというところですけども、終わってみないことには、そういう意見が出るかどうかはわからないので、終了した時点で、委員会、どういう報告にするのかというのは、議会の終わった後でないと何とも言えないところかなというのが意見です。

○齊藤秀雄委員長 では、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 案1で考えると、やっぱり委員長報告は、先ほども総務環境常任委員会の委員長がおっしゃっているように、市民に、やっぱり生活に密着した関心のあるようなものというのは、比較的、報告してもわかりやすいと思っていますので、その辺を委員会でピックアップ

ップして報告するという形で進めていけばいいんじゃないかなとは思っています。

○齊藤秀雄委員長 ということは、要点を絞って、1の案1に賛成とするという意見でよろしいですか。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 はい。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員、お願いします。

○齊藤秀雄委員 緑風会では、基本的に、要点を絞ったものというのも大事だと思うんですが、質疑、要は、先ほどの議員間討議じゃないですけども、それぞれの議員が関心を持っていることは、市民の皆さんも関心を持っていることと同一というような受けとめ方もできますので、できれば質疑の多かった部分を中心に報告するという方向性が緑風会の意見です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

では、金井議員。

○金井伸夫委員外議員 やはり各常任委員会も主体的にまとめていただくわけで、ただ、方向性としては、やはり質疑の多かった部分が当然中心になるかと思いますので、案2のほうがいいんじゃないかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 意見がありましたら、追加でお願いします。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 基本的に今までは決算を中心に報告ということだったんですけども、そこは全部決算ということではなく、議案それぞれの質疑の多かった点を報告するということですか。御意見が出た方々の趣旨を確認したいと思うんですけども。

今までは、決算を中心に、その中でやりとりの多かったところを報告していったかと思うんですけども、今それぞれが出された御意見は、質疑の多かった点というのは、新しい風は、決算だけでなくという言葉が入ったんですが、ほかの委員の皆さんはそういう話がなかったもので、決算の中でのことなのか、それとも決算だけでなく、ほかの議案も含めて集中審議をされたところを報告という御意見なのか。

○齊藤秀雄委員長 要は、補正も含むということですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 その辺、どうなんですか。

基本的に、報告会は決算を中心に今までしてきたので。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風の意見として言ったのは、決算の報告をするということが大前提の中での話なので、決算の審議の中でという意味です。

○齊藤秀雄委員長 基本的に、皆さん御存じのとおり、今回の決算審査を大前提とした報告会ということが、スタート時点で合意されている話だと思います。ですから、一般会計、特別会

計、水道事業会計の決算報告に関してどのような報告をすべきか、今討論されて、集約できるのは、質疑の多かった部分を中心とした委員長報告がよろしいのではないかというようなのが落としどころだと私は理解しているんですが、いかがですか。

〔「はい」という声あり〕

公明党から出ています、質疑が仮になかった場合はどうするのかとか、それは、ふたをあげてみて、また9月議会が終わった段階で、各委員会がそれぞれ、今の取り決めにベースとして話し合っていたかという方向でいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、菅原議長。

○菅原満議長 次の議会運営委員会の際には、委員会審査が終了していますので、委員会審査の状況を見て、次の議会運営委員会で改めて協議していただいて、まとめていただければと思いますので、その時点でまとまれば、あとそれに基づいて各委員会で担当を決めるというような作業にも入りやすいのかなと思いますので、お願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、議長から発言がありました。要は、基本的には案2のほうでいくということで、なおかつ、終了して方向性がある程度確認をとれば、その確認のもとに報告会の内容を決定するということがよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、特にそれ以上意見はございませんので、次回、基本的に決定するというようにします。

あと、先ほどの資料の4番の次第で、質疑応答の時間の配分に関して御説明するので、お聞きください。

議会報告会で各常任委員長が、今まで20分、20分で報告していました。それでいくのが1つと、あともう一つは、休憩を挟んで質疑応答の時間を設けて、要は、担当委員と二、三十分の意見交換会的な場を設けるかという提案でございます。申告外で、当然、時間的な配分は調整しますけれども、今までどおりでいくのか、それとももう少し質疑応答の時間をとるのか。質疑応答といっても難しいんです。今までやってきた中身では、ある特化した方々が意見を述べるだけで、ほかの方々は傍聴するだけというような傾向が多分にありますので、その辺、議事進行といいますか、全体の流れをどのような形で受けとめていったらよろしいかの意見を募りたいと思います。

基本的に今までどおりでよろしいか、それとも、もう少し、休憩を挟んで、質疑に対して受け付けをして、一番最初に坂下公民館とか南の運動場でやってみたいな、ああいう取り組み、試みをもう一度やってみるかという2案のどちらを、今度やりますかという質問です。よろしいですか。

では、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今までの報告会の中で、その質問の内容は大きく2つに分けられると思うん

です。1つは、決算のその審査の報告そのものに対する質問で、それもどちらかという行政側に対する決算の確認のような内容も含んでいるんですが、それともう一方は、議会の運営に関する質問ということで、そこがごっちゃに出てくるような感じになっていますので、やはり休憩をとって、そこで当初のように質問票をとって、質問内容をある程度整理して、それで、その決算に関する質問と、それから議会運営に関する質問というのを整理したほうがいいのかと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 公明党で提案した案でありまして、やっぱり当初のようにきちっと質問を整理して、休憩をとって、できるだけお答えができるようにしたいという思いがありますので、その方向でという意見です。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 質問票をいただくかいただかないかというところはあるんだけど、いずれにしても、即答できるもの、できないものというのがどうしても出てきますよね。それを考えると、今までのやり方でも差しさわりがないかなと思うんですが、構えとして、議員から、文章で通告してもらえるとやりやすさは確かにあるかと思うんですが、その時間をとることがどうなのかなというのがあるので、共産党としては、今までどおり、1時間半という枠の中でやれるんじゃないかと思っています。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、今までどおりがよろしいのではないかと。議会報告会で、もう少し市民参加が得られるような方向づけが一番大事なことでありまして、次回、とり行うときは、残念ながら、大した、大きな変化というのはないのではないかと。ですから、今回、この取り組みに関しては、従前のおりでよろしいんじゃないかというのが緑風会の意見です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 質疑応答の時間が短いというような意見をおっしゃる、参加する市民の方もいらっしゃるの、休憩をとらず、この限られた時間の中で目いっぱい、市民の質問、あるいは意見を聞くという趣旨では、従来どおりのやり方がいいんじゃないかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 意見が分かれました。

〔「ちょっといいですか」という声あり〕

吉田委員。

○吉田けさみ委員 金井議員が今おっしゃった、その質疑応答の時間が短いという意見は出ているんですか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 ええ。開催時間が短いというか、そういうことをおっしゃる市民が、

1人ですけれどもいらっしゃいます。とりあえず、参加する市民の中でそういう意見もあるからという趣旨なんですけれども。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 金井議員、それは参加されている方の御意見でしょうか。今までの中では、御意見ございますかと言っても言わなくても、早目に終わってしまうという場面が何回かありますよね。それでも時間がないとおっしゃる市民の方がいるというのは、参加していてそういうふうにおっしゃるのはちょっと理解に苦しむんですけれども。

御意見を求めているも出なくて、終了時間よりも早く終わってしまったというケースが今まであるわけですから、参加されている方の御意見でそういう御意見が出るというのは、理解に苦しむんですけれども。

○齊藤秀雄委員長 1人の意見として、もうそれで承ったということにします。そこだけ議論していると時間がありません。

それでは、皆さんに再度確認します。

今までは1時間半でやっていました。今回、新たな提案というのは、約1時間50分から2時間、要は、休憩20分挟んで、質問票に記入していただき、それを回収し、それを分別して、担当委員、議長も含みますけれども、それぞれに分割して、それで答弁していくというステップですね。

ですから、まだ時間はありますので、その辺、再度、9月16日、次回の議会運営委員会で決定を見たいと思いますので、1時間半で従前のおりいくか、もしくは、2時間近くかけて、初回にやった新たな試み、初めにスタートしたときにやった試みを再度やってみるか、その分岐点ですので、どちらにするか意見を募りたいと思います。万が一分かれた場合は、そのときはまた議論するというので、持ち帰ってください。

続きまして、役割分担につきましては、各常任委員会で決定し、委員会の最終日に当たる9月10日までに事務局へ御報告する旨、議長から各委員長にお伝えくださいますようお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

なお、受付は3名ですので、役割分担します。受付の議員は3名です。3名のうち、文教厚生常任委員会から2名を選出することになります。なぜかという、議会運営委員会に総務環境常任委員会委員が2人いて、議長がいて、副議長がいて、議会運営委員会の正副委員長がいたら、役割分担としても、文教厚生常任委員会委員のほうから3名のうち2名はカバーしていただかないと無理だと、配分ができないということなので、それは議長のほうでよろしいですか。

菅原議長。

○菅原満議長 はい。

○齊藤秀雄委員長 ということで、御理解ください。

次回の9月16日の議会運営委員会で開催要領を配付できるよう、御協力のほどよろしく願います。

〔「ちょっと確認させていただいてよろしいですか」という声あり〕

阿部委員。

○阿部かをる委員 委員会終了後に、次回のときに、どういう報告の仕方をするかと、委員会が終わればその審議の内容もわかるのでということなんですけれども、各常任委員会で役割を決めるということもわかっているんですが、もし集中的なところを報告するとなった場合、役割分担というのは、その報告の仕方は、とりあえずは、今までどおりに役割分担をして、そのところは、結局は報告するということですよ。

○齊藤秀雄委員長 当然です。

阿部委員。

○阿部かをる委員 それで、委員長の報告の中で、一応はさらっと報告し、なおかつ、重点的なことを報告するというと、今までとは何ら変わらないということですか。

○齊藤秀雄委員長 基本はそうです。だって、新たな試みということは、今のところ話が出ていませんから、だから報告、内容自体をどこにピークを持っていくかという議論だったので、ピンポイントで、例えば質疑の多かったものを中心にいくか、それとも、満遍なく、例えば総務費から始まって、民生費から始まって、全体の報告をするかということではいかがですかという討論で、皆さんからいただいたのは、質疑の多かった部分を中心にやったほうが、市民感覚との整合性があるんじゃないかということで、決定とはしませんけれども、報告内容をそちらにしようという方向が、専らだったということです。

それと、今話しているのは、1時間半で従前のおりやるか、それとも2時間近くかけてやってみるかということですが、残念ながら、余り個人的な意見は言いませんけれども、参加者を募ればよい話なんです。でも、従前のおりの報告内容でいった場合、これでもう何回報告会をやってきたかちょっとわかりませんが、どれだけの参加者を募ることができるかという可能性に関して、非常に厳しいというのが私の理解なので、そうすると、2時間かけて、事務局も交えて、報告内容がいかがなものかという疑問はあります。

ただ、これは16日に決定ということでよろしいですよ。いたし方ないものね。ですから、これに関してはお持ち帰りください。1時間半で従前どおりするか、新たな試みとして2時間でやるか、それは16日に決定します。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、次回の9月16日の議会運営委員会で開催要領を配付できるよう決定していきたいと思いますが、御協力をよろしく願います。

次回の議会運営委員会は9月16日火曜日、一般質問3日目、本会議終了後、内容に関して、意見書案の確認と基本条例の見直し等についてです。

以上で、本日の議会運営委員会に諮問された事件の審議は全て終了しました。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

菅原議長。

○菅原満議長 申しわけないんですが、意見書案について協議していただいたわけですが、日本共産党から提案されたカジノ法案の廃案を求める意見書案ですが、それについては、議員立法なものですから、その辺について内閣宛てに意見書を出すのが適切なのか、あるいは国会の審査の関係になるので、その辺の様式、書き方の形式について、今後、そういうようなもので出されるときには、形式についてちょっと検討を加えていただければと思いますので、今後について御協力をお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、ほかに御意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等は、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前11時13分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄